

災害、事件・事故等における被災者等の身元確認に関する協定書

公益社団法人群馬県歯科医師会（以下「甲」という。）及び群馬県警察（以下「乙」という。）は、災害の被災者、事件・事故等の被害者等の身元確認活動を迅速・的確に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の被災者及び事件・事故等の被害者等で、死亡その他の理由で身元確認が必要となった事案において、乙に対する甲及びその会員である歯科医師（以下「甲の会員」という。）による知識・技術の支援、歯科診療記録の情報提供等の相互協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定める災害をいう。
- (2) 身元不明死体 警察が取扱う死体で、その身元が明らかでない死体をいう。
- (3) 特異行方不明者 行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第2条第2項の各号に定める行方不明者をいう。
- (4) 迷い人 行方不明者発見活動に関する規則第19条第1項に規定する迷い人をいう。
- (5) 歯科診療記録 歯科医師法（昭和23年法律第202号）第23条に規定する診療録で、カルテ、エックス線写真、写真（口腔写真、顔写真等）、歯列模型、歯科技工指示書等をいう。

（身元確認のための支援要請及び派遣）

第3条 乙は、身元不明死体又は発見・保護された迷い人（以下「対象」という。）の身元確認のために歯科所見の採取の必要があると認めた場合は、身元不明死体にあつては、犯罪捜査又は警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条第3項の規定により、迷い人にあつては、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号）第2条第3項に規定する要配慮個人情報（以下「要配慮個人情報」という。）について、同条例第7条第5項ただし書で同情報の収集制限の例外として規定されているところの「法令等の定めがあるとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。」（以下「法令等の定め等によって収集するとき」という。）と認められるときに限り、警察署長をして、甲の会員に対して、歯科所見の採取のための派遣を要請するものとする。

- 2 甲の会員は、前項の要請を受けた場合は、可能な限り派遣に応ずるものとする。
- 3 乙は、前項の派遣を受けた場合は、甲に対して事後にその旨通知するものとする。
- 4 乙は、大規模な災害、事件事故等（以下「大規模災害等」という。）により多数の死者が発生した場合で、その身元確認のため歯科所見の採取が必要となったときは、第1項の規定にかかわらず、甲に対して、甲の会員による必要な体制の確

保及び派遣を要請するものとする。

- 5 甲は、前項の要請を受けたときは、甲の会員を指定して体制の確保を行い、乙に対して、その人数・氏名等を通知するものとする。

（歯科診療記録照会の対象及び照会書面）

- 第4条 乙は、対象及び特異行方不明者（以下「対象等」という。）の歯科診療記録の照会については、法令等の定め等によって収集するときで、かつ必要があると認めた場合に限り行うものとする。

この場合において、捜査活動のときは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項に基く捜査関係事項照会書によるものとし、その他のときは、別に定める書面により行うものとする。

- 2 前項の歯科診療記録の照会については、必要とする歯科診療記録の種類を特定して行うものとする。

（歯科診療記録の照会先等）

- 第5条 乙は、前条による照会を行う場合において、対象等の通院先である甲の会員が判明しているときは、同会員に対して照会を行うものとする。

- 2 照会を受けた甲の会員は、可能な限り速やかに照会元の警察署長に対して歯科診療記録の提供を行うものとする。

（歯科診療記録を保管する甲の会員の調査）

- 第6条 乙は、所要の捜査（調査）を尽くしても対象等の通院先が判明しない場合は、必要により、甲に対して、甲の会員における歯科診療記録の保管の有無の調査を要請するものとする。

- 2 甲は、前項の調査を行う場合の甲の会員への確認方法は、甲の会員用ホームページに掲示する方法又は書面により、全ての会員に対して、対象等に係る歯科診療記録の保管の有無について回答を求め、その結果を乙に通知するものとする。

- 3 前項の通知により、対象等の通院先である甲の会員が判明した場合における歯科診療記録の照会等は、第4条及び前条の規定により行うものとする。

（公益社団法人日本歯科医師会に対する依頼）

- 第7条 乙は、身元不明死体に身元の特定に資するような治療痕等があり、かつ、犯罪死体であるおそれが認められる場合において、通院先の歯科医院等の地域を絞り込むことが困難な場合であるなどのときは、公益社団法人日本歯科医師会（以下「日本歯科医師会」という。）に対して、当該身元不明死体に係るデンタルチャート等を同医師会の会員専用のホームページに掲載することを依頼するものとする。

この場合において、乙は、事前に甲に対して、日本歯科医師会に依頼する旨を通知するものとする。

（歯科診療記録の保管・使用等）

- 第8条 乙は、甲の会員から提供を受けた歯科診療記録は、要配慮個人情報として適正に保管・管理するものとし、本協定で定める使用目的以外には使用してはならない。

（秘密の保持等）

- 第9条 甲、甲の会員及び乙は、乙が捜査上の必要から公表する場合等を除き、この協定書の運用により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 甲の会員による乙への診療情報等の提供について、甲の会員は甲への報告は要せず、甲は会員に対して報告は求めない。

(本協定の周知促進等)

第10条 甲は、甲の会員に対して、本協定について、会議・会報等により周知促進に努めるものとする。

(合同による研修・訓練等)

第11条 甲、甲の会員及び乙は、本協定の円滑な運営と大規模災害等の発生時における多数死体取扱要領と相互の役割を理解し、歯科所見による身元確認要領を習得して身元確認能力の向上を図るため、平素からの合同研修・訓練に努めるものとする。

(疑義等に関する協議)

第12条 この協定の定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は平成31年4月1日から実施する。